

表) イランに対する制裁決議 (1737) と追加制裁決議(1747)の比較

	対イラン制裁決議(1737)	対イラン追加制裁決議 (1747)
原則	・ 憲章 7 章第 4 1 条に基づく行動	・ 憲章 7 章第 4 1 条に基づく行動
核関連活動	次の活動の全面停止(60 日以内) ・ 研究・開発を含む濃縮・再処理関連活動 ・ 重水研究炉の建設を含む重水プロジェクト IAEA による 60 日以内の停止の検証	次の活動の全面停止 (60 日以内: 3 月 23 日) ・ 研究・開発を含む濃縮・再処理関連活動 ・ 重水研究炉の建設を含む重水プロジェクト IAEA による 60 日以内の停止の検証
禁輸	・ 濃縮・再処理・重水関連活動に寄与する物質、技術等の移転の禁止 ・ ミサイル開発に寄与する物質、技術等の移転の禁止	・ 濃縮・再処理・重水関連活動に寄与する物質、技術等の移転の禁止 ・ ミサイル開発に寄与する物質、技術等の移転の禁止
資産凍結	・ 12 人・10 団体関係者 (付属書)、ならびに安保理もしくは制裁委員会がイランの核開発に関与していると判断する人・団体の海外金融資産の凍結	・ 全国連加盟国は、新たに追加された 15 個人、13 団体関係者 (付属書)、ならびに安保理もしくは制裁委員会がイランの核開発に関与していると判断する人・団体の海外金融資産の凍結
海外渡航	・ 全国連加盟国は、12 個人・10 団体 (付属書) の関係者、ならびに安保理もしくはイラン制裁委員会が核・ミサイル関連活動に関与している判断する個人の入国や通過を警戒する。 ・ 入国・通過に際してはイラン制裁委員会に報告する。	・ 全国連加盟国は、新たに追加された 15 個人、13 団体の関係者 (付属書)、ならびに安保理もしくはイラン制裁委員会が核・ミサイル関連活動に関与している判断する個人の入国や通過を警戒し、制限するよう要請する ・ 入国・通過に際してはイラン制裁委員会に報告する。
武器取引		・ イランによる武器と武器関連物質の輸出及び移転の禁止 ・ 全国連加盟国によるイランからの武器と武器関連物質の購入の禁止 ・ イランへの戦車、装甲戦車、大口徑砲兵システム、軍用機、攻撃用ヘリコプター、軍艦、ミサイルならびにミサイルシステムの供給、及びイランによるこれらの武器の蓄積につながる技術・経済的支援、他のサービスを「警戒し制限するよう要請する。」
資金援助		・ イラン政府への新規の資金援助や融資を行わないよう要請
報告	・ 全国連加盟国は 60 日以内に制裁委員会に措置の履行状況を報告	・ 全国連加盟国は決議採択から 60 日以内に制裁委員会に措置の履行状況を報告
保障措置	・ 追加議定書の早期批准を要求	・ 追加議定書の早期批准を要求
その他	・ 2006 年 6 月の 6 カ国による包括的見返り案の有効性を明記。	・ 2006 年 6 月の 6 カ国による包括的見返り案の有効性を明記。
今後	・ 決議遵守が確認されたらイランの核の平和利用の権利を尊重すべく交渉に応じると明記 ・ ウラン濃縮・再処理・重水関連活動の停止が 60 日以内に検証されない場合は、憲章 7 章第 4 1 条に基づいてさらなる措置	・ イランの決議遵守が確認されたらイランの核の平和利用の権利を尊重すべく交渉に応じると明記 ・ イランのウラン濃縮・再処理・重水関連活動の停止が 60 日以内に検証されない場合は、憲章 7 章第 4 1 条に基づいてさらなる措置を取る ・ (バリー英国連大使) イランの決議遵守が確認されたらイランに対する制裁は停止・終了され、交渉に応じることを明言。